

旅館業に関する規制について

厚生労働省

1. 旅館業の定義

旅館業法（昭和23年法律第138号）において、旅館業とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であることとされ、「宿泊」とは「寝具を使用して施設（ホテル、旅館等）を利用すること」とされている。

※ 「営業」とは、施設の提供が、「社会性をもって継続反復されているもの」に該当するかどうかで判断している。

※ 「人を宿泊させる営業」とは、アパート等の貸室業との関連でみると、

- ① 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。
- ② 施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として、営業しているものであること。

の2点に該当するか否かで判断している。

（注）「宿泊料を受けること」が要件となっており、宿泊料を徴収しない場合は、旅館業法の適用を受けない。

2. 旅館業の主な種別

ホテル営業

- ・ 洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

旅館営業

- ・ 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

簡易宿所営業

- ・ 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

(注) このほか、1月以上の期間を単位とする「下宿営業」がある。

3. 旅館業法の主な規制内容（主に政令で規定）

	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業
公衆衛生の確保	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○9㎡以上／室</p> <p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室、適当な規模の洗面設備、便所を有すること。</p>	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○7㎡以上／室</p> <p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備、適当な規模の洗面設備、適当な数の便所を有すること。</p>	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○延床面積33㎡以上（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）</p> <p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備、適当な規模の洗面設備、適当な数の便所を有すること。</p>
安定的な経営の確保	○10室以上	○5室以上	○規制なし
本人確認及び出入りの確認（善良の風俗の保持等）	<p>○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。</p> <p>○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</p>	<p>○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。</p> <p>○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</p>	○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。

4. 旅館業法に関する最近の主な規制緩和状況

(1) 簡易宿所営業の営業許可基準の緩和（平成28年4月～）

- 簡易宿所の客室面積基準を見直し、宿泊者が10人未満の場合については、宿泊者数に応じた面積基準（ $3.3\text{m}^2 \times \text{宿泊者数}$ 以上）となるよう政令を改正。
- 各自治体に対し、政令で設置を義務づけていない簡易宿所の玄関帳場設置を条例等で義務づけている場合は、条例の弾力運用等を検討するよう要請。

(2) 農林漁業体験民宿業の営業者の対象範囲の拡大（平成28年4月～）

- 非農林漁業者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合についても、簡易宿所の客室面積基準を適用除外なるよう省令を改正。

5. 関係業界からの緩和要望

(旅館業法関係)

- ホテル・旅館営業の一本化
ホテル営業、旅館営業の営業許可区分をなくし「旅館ホテル営業」として一本化すること。

(その他)

- 消防法、建築基準法、風俗営業法、バリアフリー法、耐震改修促進法、省エネルギー法、地方税法、水質汚濁防止法、旅行業法、通訳案内士法、出入国管理及び難民認定法、道路運送法について緩和等の要望あり。

6. 旅館業法の改正を検討中の事項

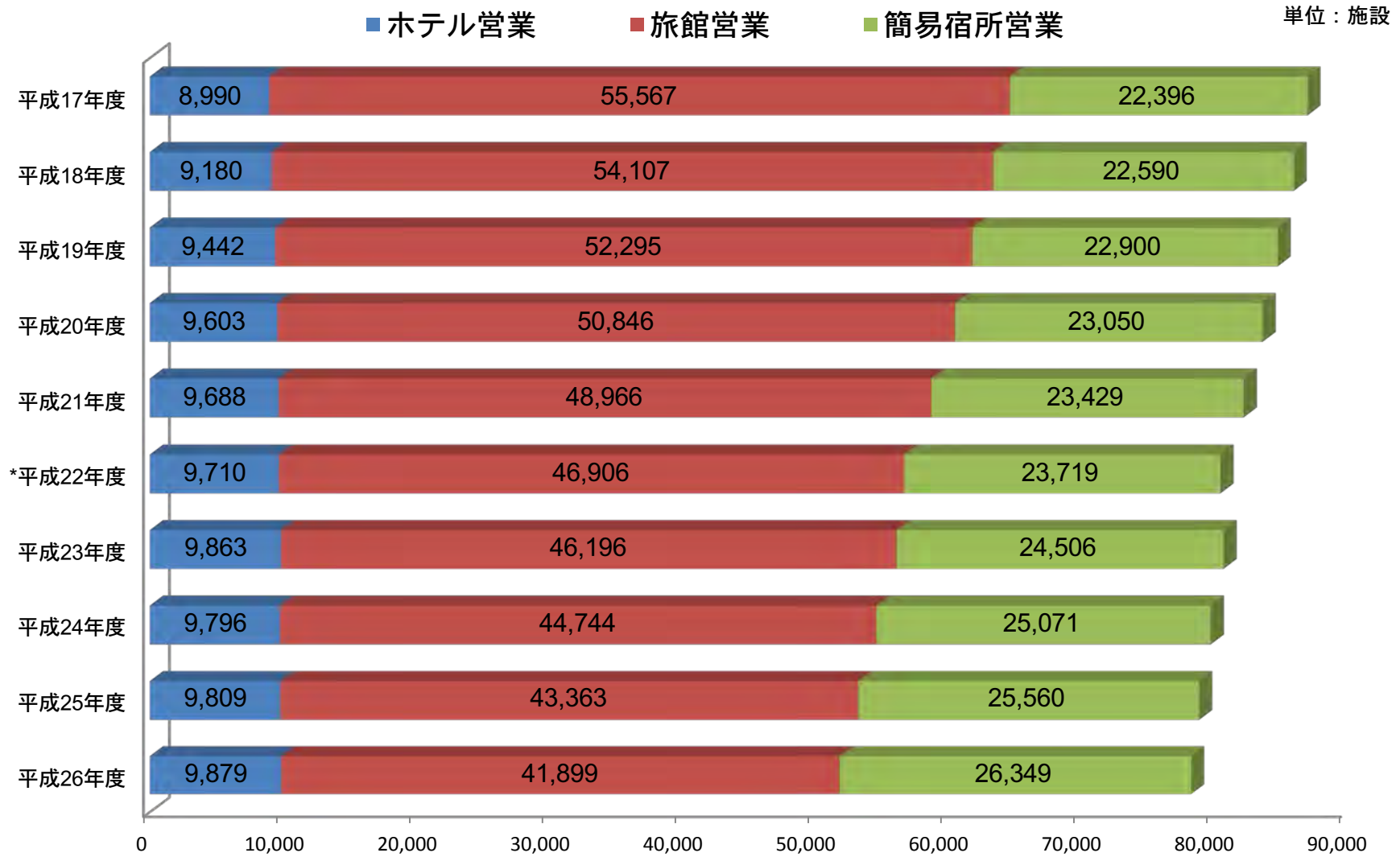
○ ホテル・旅館営業の一本化

- 近年、旅館・ホテルの区別がつかなくなっていることを踏まえ、「ホテル営業」及び「旅館営業」を一本化する方向で検討中。
- 一本化を踏まえ、政令で規定している客室数等の構造設備基準の緩和を検討。

○ 無許可営業者等に対する対応

- 無許可営業者に対する営業停止や報告徴収等の行政権限を新たに整備する方向で検討中。
- 無許可営業者その他旅館業法に違反した者に対する罰金（現行の旅館業法では無許可営業者に対する罰金額は3万円以下）について、実効性のあるものとなるよう、引き上げる方向で検討中。

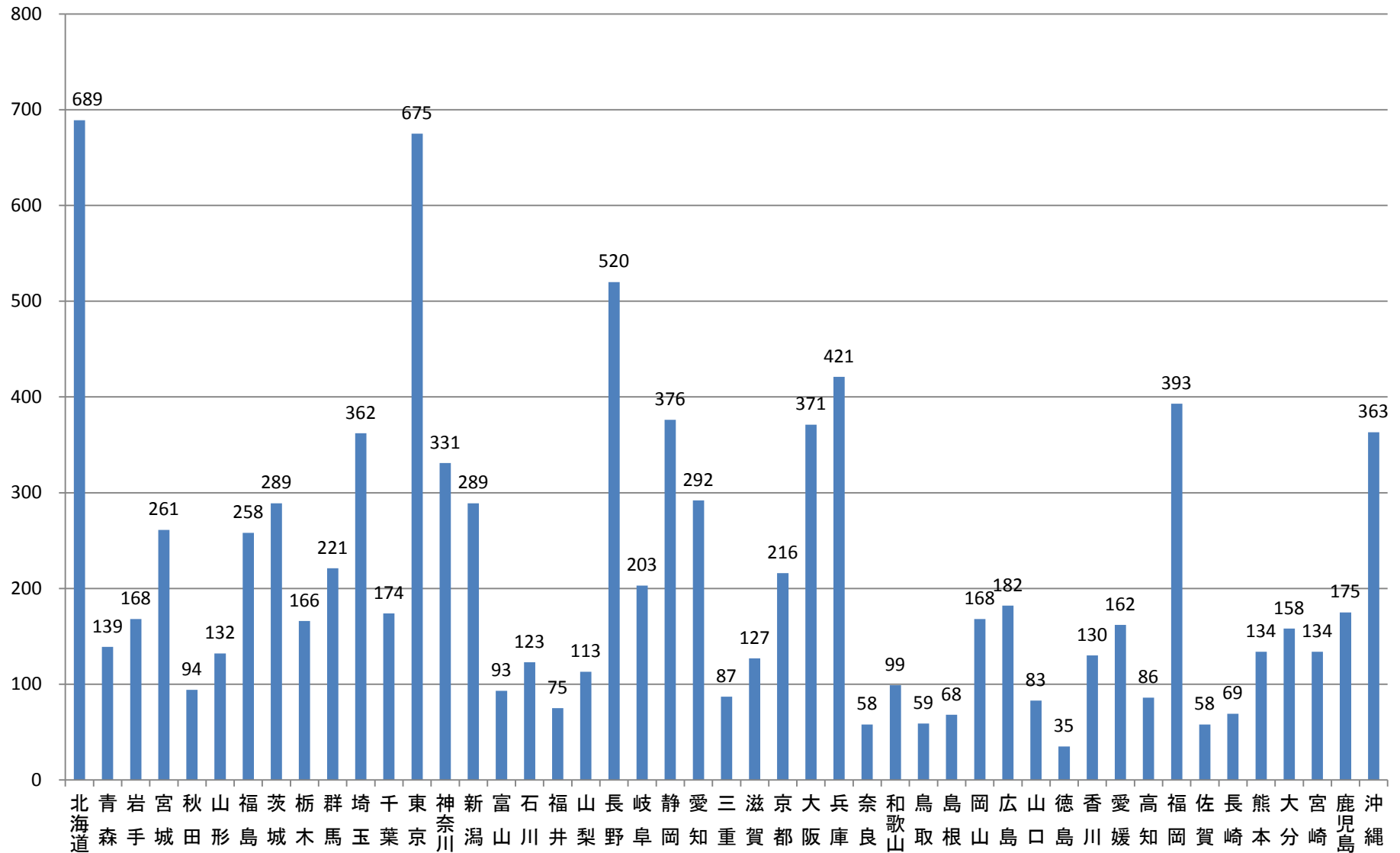
(参考1) 旅館業営業施設数の年次推移



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

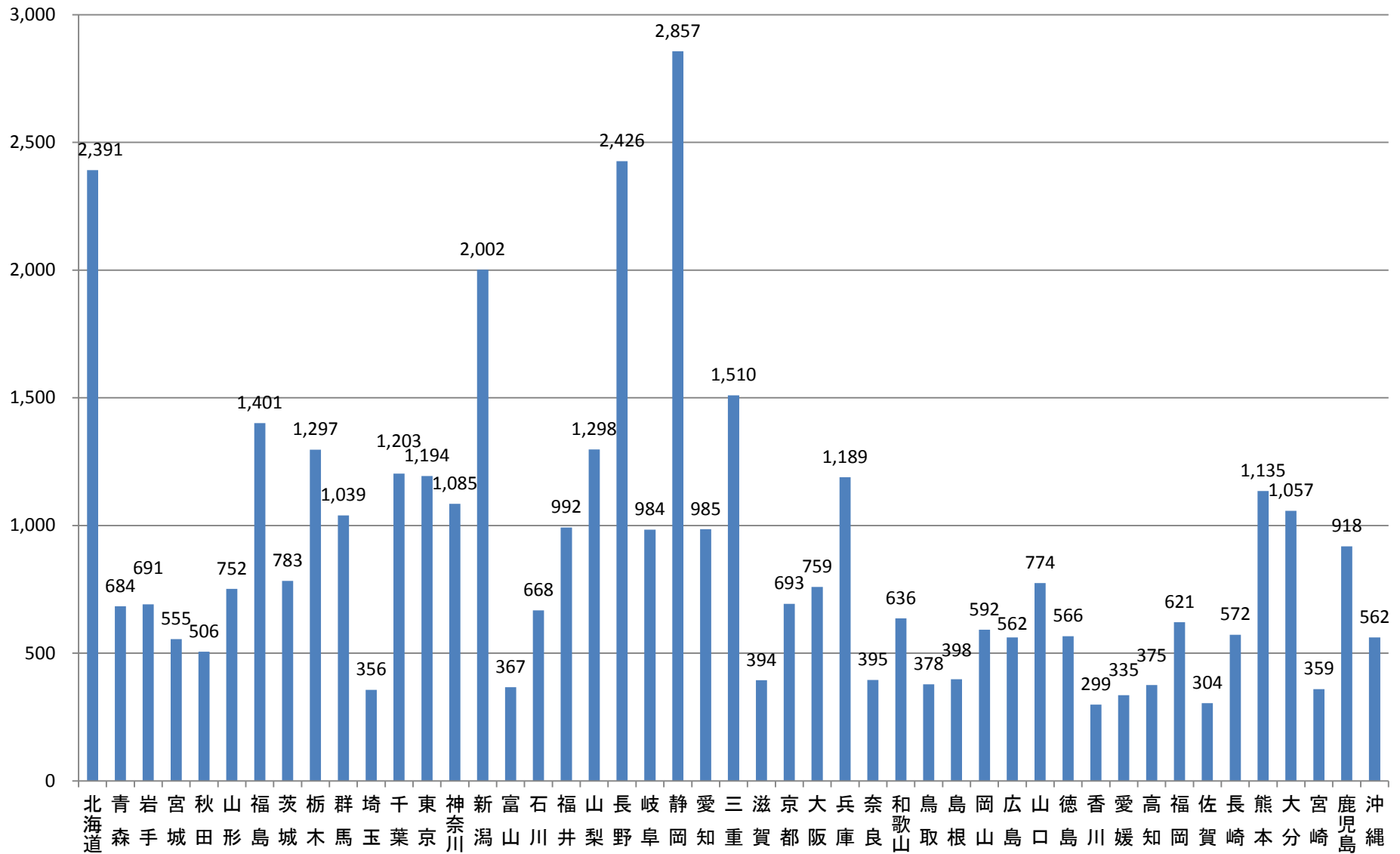
注：平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

(参考2) ホテル営業施設数 (平成26年度末現在)



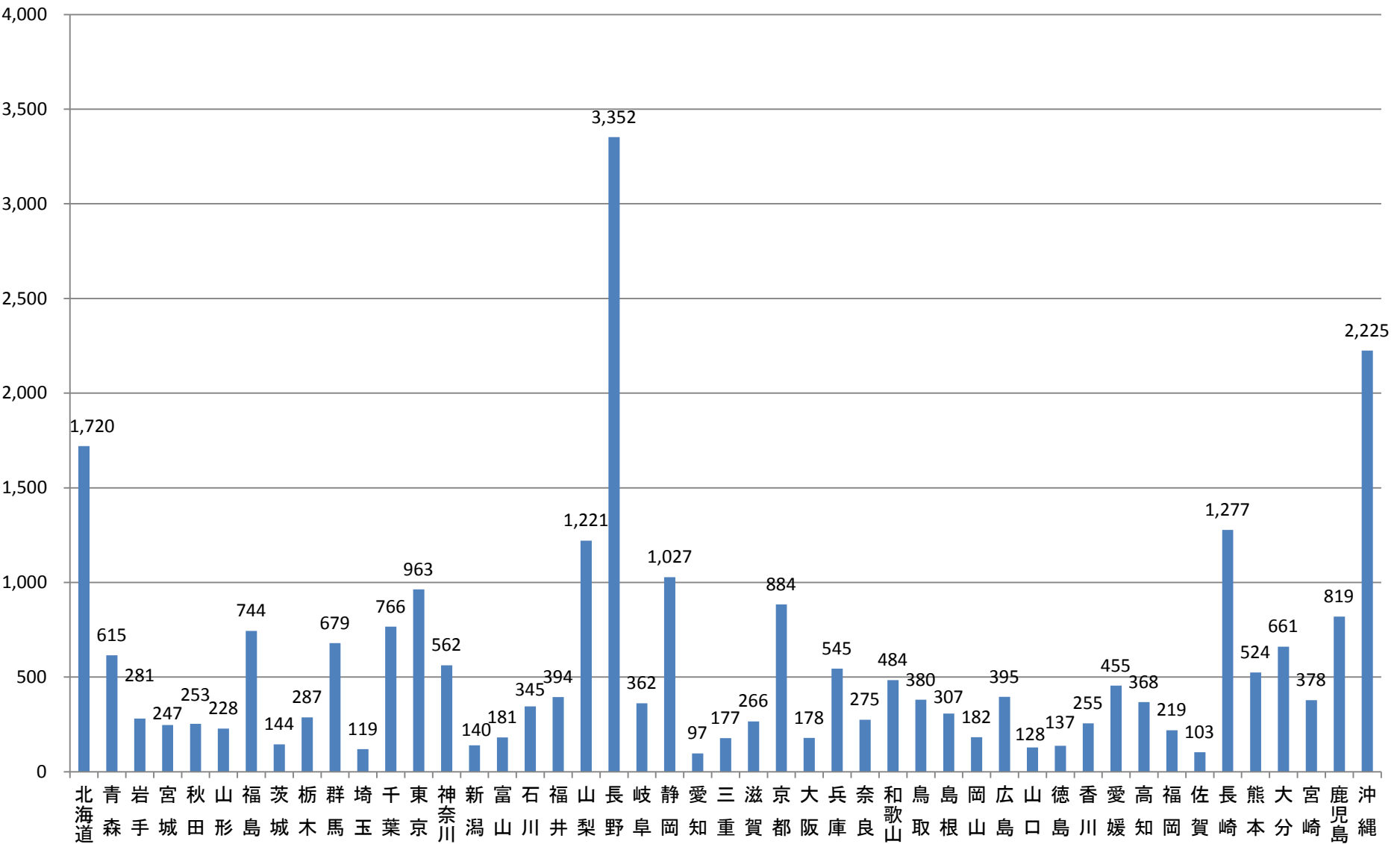
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

(参考3) 旅館營業施設数 (平成26年度末現在)



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

(参考4) 簡易宿所營業施設数 (平成26年度末現在)



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

(参考5) 施設タイプ別客室稼働率の推移

(単位：%)

